

指定管理者からの暴力団等の排除に関する合意書

公の施設の指定管理者の指定等に関し、暴力団及びその関係者(以下「暴力団等」という。)の排除を徹底し、公の施設の適正な管理を確保するため、北九州市総務市民局長(以下「甲」という。)と福岡県警察本部刑事部長(以下「乙」という。)とは、次のとおり合意する。

(照会手続)

第1条 甲は、指定管理者の指定を受けようとする団体又は指定を受けた団体の従業員(代表者及び役員等を含む。以下同じ。)が第3条各号に該当する疑いがあると認めるときは、乙に対し、その疑いに係る事実の有無について様式第1号により照会するものとする。

2 前項の指定管理者の指定を受けようとする団体についての照会は、指定管理者候補を選定するまでに行うものとする。

(回答及び通報等)

第2条 乙は、甲から前条による照会があった場合は、当該事実について調査し、速やかにその結果を様式第2号により回答するものとする。

2 乙は、前項の規定にかかわらず、指定管理者の指定を受けようとする団体又は指定を受けた団体の従業員が第3条各号に該当すると認めるときは、甲に対し、様式第3号によりその旨を通報するものとする。

(指定を受けようとする団体に対する措置)

第3条 市長及び教育委員会は、前条の規定による回答又は通報により、指定管理者の指定を受けようとする団体の従業員が次の各号に該当すると認めるときは、当該団体に対し指定管理者の指定を行わないものとする。

- (1) 暴力団の関係者であること。
- (2) 暴力団の関係者を使用していること。

- (3) 暴力団の関係者を雇用していること。
- (4) 暴力団等に対して、金銭、物品その他の財産上の利益を与えていること。
- (5) 暴力団等と密接な交際等を有していること。
- (6) 前各号に掲げるもののほか、暴力団等と社会的に非難されるべき関係を有していること。

(指定管理者に対する措置)

第 4 条 市長及び教育委員会は、第 2 条の規定による回答又は通報により、指定管理者の指定を受けた団体の従業員が前条各号に該当すると認めるときは、指定の取消しその他の必要な措置をとるものとする。

(協力要請)

第 5 条 甲は、この合意書に基づく事務を行うに際し、暴力団等の関係者からの不当要求行為等があったときはその解決のための協力要請を、暴力団等からの妨害等が予想されるときはあらかじめ警察官の出動要請を、乙又は最寄りの警察署に対して行うことができる。

(守秘義務)

第 6 条 この合意書に基づき提供された情報については、双方の了解なくして、他に漏らしてはならないものとする。

(その他)

第 7 条 この合意書に定めのない事項又は疑義の生じた事項については、その都度甲・乙協議の上定めるものとする。

(施行日)

第 8 条 この合意は、平成 19 年 4 月 1 日から効力を生じるものとする。

(様式第1号)

北九総経第 号

平成 年 月 日

福岡県警察本部刑事部長 様

北九州市総務市民局長

暴力団排除措置の対象者について(照会)

指定管理者からの暴力団等の排除に関する合意書第1条に基づき、下記の者が、同合意書第3条各号に該当していないか調査する必要があるので、照会します。

記

商号又は名称			
代 表 者			
所 在 地			
役 職	氏 名	生年月日	住 所
備 考			

(様式第2号)

第 号
平成 年 月 日

北九州市総務市民局長 様

福岡県警察本部刑事部長

暴力団排除措置の対象者について(回答)

平成 年 月 日付北九総経第 号で照会のあった標記の件について、下記のとおり回答します。

記

1 事業者の名称等

2 調査結果

(様式第3号)

第 号
平成 年 月 日

北九州市総務市民局長 様

福岡県警察本部刑事部長

暴力団排除措置の対象者について(通報)

指定管理者からの暴力団等の排除に関する合意書第2条第2項の規定により、下記の者が、同合意書第3条(暴力団等排除措置事由)に該当することに関する情報を確認したので、その旨を通報します。

記

- 1 事業者の名称等
- 2 事業者の所在地
- 3 代表者の氏名
- 4 暴力団等排除措置事由に該当すると認められる事由及び当該事由の発生時期